

栗野コミュニティセンターだより

栗野地区推計人口(令和4年4月1日現在)
男 1361人 女 1,288人 計 2,649人 1,017世帯



第1号 令和4年4月25日発行
栗野コミュニティセンター
〒322-0305
鹿沼市口栗野1780番地
TEL: 0289(63)8356
FAX: 0289(85)3363
E-mail: awako@city.kanuma.tochigi.jp



交通安全街頭啓発を行いました

小・中学校始業式の4月8日(金)に、交通安全協会栗野支部、自治会協議会の皆さんが街頭に立ち、ドライバーや市民に安全運転を呼びかけるとともに、児童生徒の登校時における交通安全の確保を図る街頭啓発を行いました。

県内では、交通事故が多発しています。一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り事故を防止しましょう。



持ち主を探しています!

昨年度の河川改修工事の際に、栗野川と思川の合流場所付近で見つかりました。



皇太子殿下御降誕記念
昭和九年三月竣工

お心あたりのある方は、栗野コミセン ☎63-8356 までご連絡ください。

【幅】 26 cm
【高さ】 135 cm
【厚み】 13 cm

5月15日(日)は環境美化の日です

環境保全係 ☎65-1064

毎年5月の第3日曜日は「環境美化の日」です。自治会や地域の皆さんと清掃活動などの環境美化活動を行きましょう。原則、燃やすごみはボランティア袋(緑色)に入れ、団体名などを書いてごみステーションへ出してください。

ごみステーションでは収集できない粗大ごみや多量の燃やすごみは、5月15日(日)の午前8時30分から午前11時の間に、環境クリーンセンターへお持ち込みください。

※ポイ捨てごみや刈草等、ボランティア活動で集めたごみが対象となります。

◆職員異動のお知らせ◆

4月1日付人事異動により、主査 大谷薫(つつじの湯交流館より)が着任しました。前任者同様よろしくお願いいたします。

令和4年度も、引き続き皆様のご指導ご協力をお願いいたします。 コミセン職員一同



車上荒らしにご注意ください!

☐栗野地内において、車上荒らしの被害が確認されています。被害にあわないためには車内に荷物や現金を置かない・必ず鍵をかけることが大切です。

- 【対策例】泥棒は光・音を嫌がります。
- ◎敷地侵入者に対する人感ライトや、警報装置の設置
 - ◎通り道に防犯用の玉砂利を敷くなど、侵入を知らせる対策
 - ◎防犯カメラの設置
- ※大切なのは、これらの防犯対策を『日頃から心掛ける』ということです。被害にあわないよう対策をお願いします。

図書館あわの館の5月の休館日
2日・6日・9日・16日・19日・23日・30日

○5月の行事○

- 8日 鹿沼さつきマラソン大会
- 11日 にこにこ弁当サービス
- 15日 環境美化の日・家庭の日
- 25日 にこにこ弁当サービス



○5月の納税○

納期限 5月31日

- ・軽自動車税(定期)
 - ・固定資産税・都市計画税(1期・全期)
- 納付書は5月中旬頃発送予定です。



省エネエアコンを 定額で利用しませんか？



環境政策係 ☎64-3194

熱中症による死亡者ゼロを目指し、環境省の補助を活用した省エネエアコン定額利用制度の利用者を募集します。標準工事以外の工事費や電気料金は自己負担になりますが、最新ハイグレードモデルのエアコンが非常に安価に利用することができます。ぜひお申し込みください。

【申込締切】5月17日(火)必着 **※175台限定**

【対象】65歳以上の方がいる世帯

(別居の市外・市内のご家族によるご契約も可)

18歳以下の方がいる世帯

【利用料】6畳用：1,800円/月額(税込)

10畳用：1,900円/月額(税込)

※契約期間は5年間です。終了後は、無料でお使いいただけます。

精神保健福祉相談

県西健康福祉センター健康支援課 ☎62-6224
こころの病気や認知症などについて、ご本人・家族等の相談に応じます。

【とき】原則毎月第4木曜日(※8月・2月は第3木曜日)

13:30~15:00(完全予約制)

【ところ】県西健康福祉センター

上都賀庁舎2階(今宮町1664-1)

【対象】不眠・飲酒・気分の落ち込み等でお悩みの方

【定員】3名まで 【参加料】無料

【持ち物】なし

【申込み】完全予約制のため、事前に電話でご連絡ください。保健師が事前にお話を伺い、精神科医への相談の要否を確認させていただきます。



各種県外大会参加者報奨金交付制度

スポーツ振興係 ☎63-2255

県予選等を経て他県で開催される大会に出場した小学生・中学生・国民体育大会に出場した高校生を対象に鹿沼市から報奨金が交付されます。詳細については、市HPまたはスポーツ振興係にお問合せください。

★市民課からのお知らせ★

5月の市民課日曜窓口は、
15日・29日に開設します

【開設時間】午前8時30分~12時

【問合せ】市民サービス係 ☎63-2121

成年年齢引き下げに伴う届書等の取扱いについて

市民サービス係 ☎63-2121

民法の一部改正により、4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、戸籍の届出についての取り扱い等も変更されました。

届出	変更内容
婚姻届	男女ともに婚姻開始年齢が18歳になります。
離婚届	離婚時に親権者を定める子は、18歳未満の子となります。
分籍届	戸籍の筆頭者および配偶者以外の、18歳以上の人は提出できます。
養子縁組届	成年年齢の引き下げ後も、養親になることができるのは20歳以上の人となります。
証人	18歳以上であれば、婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁届の証人になることができます。

その他

- ① 旅券の申請(18歳以上) 有効期間が10年のパスポート申請が可能になります。
- ② マイナンバーカードの申請(18歳以上) 有効期限は10回目の誕生日を迎えるまでとなります。